

社会福祉法人いずみ会

女性活躍推進法に基づく行動計画

社会福祉法人いずみ会は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定します。

1. 計画期間

令和4年4月1日～令和8年3月31日の4年間

2. 女性活躍推進に関する目標と取組内容、実施時期

【目標】女性職員の育児休業取得率100%を維持するとともに、男性職員の取得を目指します。また、育児休業に関する規程及び介護休業に関する規程に定める、短時間勤務や深夜業の制限等の措置により、女性職員が安心して出産・育児・介護復帰ができ、長期的に就業できるようにします

取組内容1：育児休業制度及び介護休業制度について、年1回以上運営会議を通じて全職員へ周知を図ります（令和4年4月～）

取組内容2：希望者からの相談に応じて、個別に制度説明を行い、制度の活用を促します（令和4年4月～）

取組内容3：育児・介護休業法の改正に伴う、育児休業に関する規程及び介護休業に関する規程の改定を行います（令和4年10月～）

3. 女性の活躍に関する情報公表について（令和4年2月現在）

(1) 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合 72%
- ・管理職に占める女性労働者の割合 59%

(2) 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- ・有給休暇取得率 51%